

環保企発第 2206241 号
令和 4 年 6 月 24 日

独立行政法人環境再生保全機構
理事長 小辻 智之 殿

環境省大臣官房環境保健部長
神ノ田 昌博
(公印省略)

「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給等関係）に
ついて」の一部改正について（通知）

本年 1 月に、石綿にさらされる建設業務に従事した者のうち一定の要件を満たす者の給付金の支給について定めた「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和 3 年法律第 74 号。以下「建設アスベスト給付金法」という。）」が完全施行されたところである。

これまで、「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号。以下「石綿健康被害救済法」という。）」に基づく救済給付の支給等の制度運用については「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給等関係）について」（令和 3 年 3 月 3 日付け環保企発第 2103038 号）に示してきたところであるが、今般、建設アスベスト給付金法の施行に伴い、石綿健康被害救済法における制度運用の効率化の観点から、別紙を下記のとおり改正し、並びに手続様式第 1 号、第 16 号及び第 16 の 3 号を各々別添 1-1、別添 1-2 及び別添 1-3 のとおり改正することとしたので、貴職におかれては、制度の運用に遺憾なきを期されたく、格段の御協力をお願いする。

記

「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給等関係）について」（令和3年3月3日付け環企発第2103038号）の別紙を、次の表のとおり改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(別紙)</p> <p>第1 法制定の趣旨</p> <p>石綿を原因とする中皮腫及び肺癌については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿のばく露から30年から40年という非常に長い期間を経て発症すること、また、石綿そのものが戦後の我が国社会において広範かつ大量に使用されてきたことから、健康被害を受けた者がどこでどのように石綿にばく露したかを明らかにすることは難しく、したがって健康被害に係る個々の原因者を特定することが極めて困難であること ・一旦発症した場合には、多くの者が1、2年で亡くなること <p>という実態がある。現在発症している方が石綿にばく露したと想定される30年から40年前には、このような重篤な疾病を発症するおそれがあることは一般に知られておらず、知らないままにばく露し、自らに非がないにもかかわらず、何ら補償も受けられないまま亡くなるという状況にあることから、民事責任を離れて迅速な救済を図るべき特</p>	<p>(別紙)</p> <p>第1 法制定の趣旨</p> <p>石綿を原因とする中皮腫及び肺癌については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿のばく露から30年から40年という非常に長い期間を経て発症すること、また、石綿そのものが戦後の我が国社会において広範かつ大量に使用されてきたことから、健康被害を受けた者がどこでどのように石綿にばく露したかを明らかにすることは難しく、したがって健康被害に係る個々の原因者を特定することが極めて困難であること ・一旦発症した場合には、多くの者が1、2年で亡くなること <p>という実態がある。現在発症している方が石綿にばく露したと想定される30年から40年前には、このような重篤な疾病を発症するおそれがあることは一般に知られておらず、知らないままにばく露し、自らに非がないにもかかわらず、何ら補償も受けられないまま亡くなるという状況にあることから、民事責任を離れて迅速な救済を図るべき特</p>

殊性がみられる。

また、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺(第4の2(8)を除き、以下単に「石綿肺」という。)及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚(以下単に「びまん性胸膜肥厚」という。)についても、これらの疾患と同様に迅速な救済を図るべき特殊性がみられる。

石綿健康被害救済制度(以下「本制度」という。)は、こうした石綿による健康被害の特殊性に鑑み、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、迅速かつ安定した救済を実現しようとするものであること。

第2 一般的事項

1 (略)

2 救済給付に係る申請の受付、認定、支給等は、法に基づき、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が行うこととされていることから、貴職におかれては、業務の円滑かつ迅速な遂行に努めるとともに、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族等からの相談に適切に応えられる体制を整備するように努力されたいこと。また、石綿にさらされる業務の従事歴を有する等、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給

殊性がみられる。

また、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺(以下単に「石綿肺」という。)及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚(以下単に「びまん性胸膜肥厚」という。)についても、これらの疾患と同様に迅速な救済を図るべき特殊性がみられる。

石綿健康被害救済制度(以下「本制度」という。)は、こうした石綿による健康被害の特殊性に鑑み、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、迅速かつ安定した救済を実現しようとするものであること。

第2 一般的事項

1 (略)

2 救済給付に係る申請の受付、認定、支給等は、法に基づき、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が行うこととされていることから、貴職におかれては、業務の円滑かつ迅速な遂行に努めるとともに、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族等からの相談に適切に応えられる体制を整備するように努力されたいこと。また、石綿にさらされる業務の従事歴を有する等、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)その他の法令による給付の対象になり得る申請について

に関する法律（令和3年法律第74号。以下「建設アスベスト給付金法」という。）その他の法令による給付の対象になり得る申請については、申請者に当該制度について説明し申請を促すとともに、申請者の同意が得られる場合には、当該制度の窓口^に直接連絡するなど連携に努めること。

3 (略)

第3 (略)

第4 救済給付

1 (略)

2 医療費の支給及び認定等

(1) (略)

(2) 認定の申請

① 認定の申請をしようとする者は、申請書を機構に提出しなければならないものであること（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年環境省令第3号。以下「規則」という。）第1条第1項）。申請書は、手続様式第1号によるものとする。

②～⑧ (略)

⑨ 手続様式第1号中「⑥他の法令による石綿健康被害に関する給付」のうち「建設アスベスト給付金に関する請求等状況」において4を選択した場合、②イからエまでの資料の添付は不要であること。

(3) 申請中死亡者に係る決定

は、申請者に当該制度について説明し申請を促すとともに、申請者の同意が得られる場合には、当該制度の窓口^に直接連絡するなど連携に努めること。

3 (略)

第3 (略)

第4 救済給付

1 (略)

2 医療費の支給及び認定等

(1) (略)

(2) 認定の申請

① 認定の申請をしようとする者は、申請書を機構に提出しなければならないものであること（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年環境省令第3号。以下「規則」という。）第1条第1項）。申請書は、手続様式第1号によるものとする。

②～⑧ (略)

(3) 申請中死亡者に係る決定

<p>① (略)</p> <p>② 機構は申請中死亡者に係る決定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとし、環境大臣は、機構から判定の<u>申出</u>があったときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものであること（法第10条第1項及び第2項）。</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(4) 認定の有効期間</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 機構は法第6条第2項（法第7条第3項及び第8条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による有効期間の設定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとし、環境大臣は、機構から判定の<u>申出</u>があったときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものであること（法第10条第1項及び第2項）。</p> <p>④ (略)</p> <p>(5) 認定の更新</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 機構は認定の更新を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとし、</p>	<p>① (略)</p> <p>② 機構は申請中死亡者に係る決定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとし、環境大臣は、機構から判定の<u>申し出</u>があったときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものであること（法第10条第1項及び第2項）。</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(4) 認定の有効期間</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 機構は法第6条第2項（法第7条第3項及び第8条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による有効期間の設定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとし、環境大臣は、機構から判定の<u>申し出</u>があったときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものであること（法第10条第1項及び第2項）。</p> <p>④ (略)</p> <p>(5) 認定の更新</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 機構は認定の更新を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとし、</p>
--	--

環境大臣は、機構から判定の申出があったときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものであること（法第 10 条第 1 項及び第 2 項）。ただし、申請書に添付された医師の診断書その他の資料において、認定疾病が有効期間の満了後においても継続することが明らかな場合は医学的判定の申出を要さないものであること。

⑦～⑨ （略）

(6) 認定の取消し

① （略）

② 機構は認定の取消しを行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとし、環境大臣は、機構から判定の申出があったときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものであること（法第 10 条第 1 項及び第 2 項）。

(7) （略）

(8) 建設アスベスト給付金法に基づく認定を受けた者が本制度へ申請した場合の医学的判定の申出

建設アスベスト給付金法に基づく認定を受けた者が本制度へ申請した場合の医学的判定の申出については以下の考え方によ

環境大臣は、機構から判定の申し出があったときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものであること（法第 10 条第 1 項及び第 2 項）。ただし、申請書に添付された医師の診断書その他の資料において、認定疾病が有効期間の満了後においても継続することが明らかな場合は医学的判定の申し出を要さないものであること。

⑦～⑨ （略）

(6) 認定の取消し

① （略）

② 機構は認定の取消しを行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとし、環境大臣は、機構から判定の申し出があったときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものであること（法第 10 条第 1 項及び第 2 項）。

(7) （略）

るものであること。

① 申請者が建設アスベスト給付金法に基づく認定を受けている場合には、機構は、当該申請者が厚生労働省へ提出した建設アスベスト給付金法に基づく給付金の支給の請求に係る書類一式を同省より取り寄せ医学的判定の申出の際に提出すること（ただし、②及び③により医学的判定が不要とされた場合を除く。）。

② 中皮腫、肺がん及びびまん性胸膜肥厚については、機構は医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができるものであること。

③ 石綿肺については、石綿肺であることについては医学的判定が不要であること。ただし、著しい呼吸機能障害の有無に関する医学的判定については環境大臣へ申し出る必要があること。

その他権利の認定に当たって機構が必要と認めるときは追加の資料を求めるものであること。

また、申請者が建設アスベスト給付金法に基づく給付金の支給の請求をしている場合には、同法に基づく認定結果を尊重するため、環境大臣から機構への医学的判定の結果の通知に時間を要する場合があること。

(9)石綿健康被害医療手帳

(8)石綿健康被害医療手帳

<p>①～⑥ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 療養手当</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 療養手当を支給する旨の処分は、その請求のあった日に<u>遡って</u>その効力を生ずるものであること(法第17条第2項)。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>手続様式第16号中「⑬他の法令による石綿健康被害に関する給付」のうち「建設アスベスト給付金に関する請求等状況」において4を選択した場合、②ア及びイの資料の添付は不要であること。</u></p> <p>(3) 未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>手続様式第16の3号中「⑬他の法令による石綿健康被害に関する給付」のうち「建設アスベスト給付金に関する請求等状況」において4を選択した場合、②アからエまでの資料の添付は不要であること。</u></p> <p>(4) 特別遺族弔慰金等の支給の請求期限は、施行前死亡者の遺族にあっては施行日から<u>26</u>年、未申請死亡者の遺族にあっては当</p>	<p>①～⑥ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 療養手当</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 療養手当を支給する旨の処分は、その請求のあった日に<u>さかのぼって</u>その効力を生ずるものであること(法第17条第2項)。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) 未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) 特別遺族弔慰金等の支給の請求期限は、施行前死亡者の遺族にあっては施行日から<u>16</u>年、未申請死亡者の遺族にあっては当</p>
--	---

<p>該未申請死亡者の死亡の時から <u>25</u>年であること（法第 22 条第 2 項）。</p> <p>(5)～(8) （略）</p> <p><u>(9) 施行前死亡者及び未申請死亡 者に係る特別遺族弔慰金等の支 給を受ける権利の認定に際し て、申請者が建設アスベスト給 付金法に基づく認定を受けてい る場合の医学的判定の申出に当 たっては 2 (8) によるものとし ること。</u></p> <p>8～15 （略）</p> <p>第 5 （略）</p> <p>第 6 石綿による健康被害の救済に 関する法律の一部を改正する法 律（平成 20 年法律第 77 号。以下 「平成 20 年改正法」という。）の 施行に伴う経過措置</p> <p>1 （略）</p> <p>2 未申請死亡者に係る特別遺族 弔慰金等の支給について 改正後の法第 20 条の規定は、平 成 20 年改正法施行日前に死亡し た未申請死亡者についても適用す るものとする。この場合にお いて、特別遺族弔慰金等の支給の 請求期限は、平成 20 年改正法施行 日から <u>25</u>年であること。</p> <p>なお、未申請死亡者について特 別遺族弔慰金等の支給の請求がな されている場合において、平成 20 年改正法施行日前に当該請求を拒 否する旨の処分がなされていると きは、当該未申請死亡者の遺族か らの請求に基づき、当該支給を受</p>	<p>該未申請死亡者の死亡の時から <u>15</u>年であること（法第 22 条第 2 項）。</p> <p>(5)～(8) （略）</p> <p>8～15 （略）</p> <p>第 5 （略）</p> <p>第 6 石綿による健康被害の救済に 関する法律の一部を改正する法 律（平成 20 年法律第 77 号。以下 「平成 20 年改正法」という。）の 施行に伴う経過措置</p> <p>1 （略）</p> <p>2 未申請死亡者に係る特別遺族 弔慰金等の支給について 改正後の法第 20 条の規定は、平 成 20 年改正法施行日前に死亡し た未申請死亡者についても適用す るものとする。この場合にお いて、特別遺族弔慰金等の支給の 請求期限は、平成 20 年改正法施行 日から <u>15</u>年であること。</p> <p>なお、未申請死亡者について特 別遺族弔慰金等の支給の請求がな されている場合において、平成 20 年改正法施行日前に当該請求を拒 否する旨の処分がなされていると きは、当該未申請死亡者の遺族か らの請求に基づき、当該支給を受</p>
--	--

ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給すること（平成 20 年改正法附則第 2 条第 2 項）。

3 （略）

第 7 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 142 号。以下「平成 22 年改正令」という。）の施行に伴う経過措置

石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、法の施行日ではなく、平成 22 年改正令の施行日（平成 22 年 7 月 1 日）を基準として、改正令の施行日前に当該指定疾病に起因して死亡した者を法第 20 条第 1 項第 1 号の施行前死亡者、平成 22 年改正令の施行日以後に当該指定疾病に関し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して死亡した者を同条同項第 2 号の未申請死亡者とするものであること（平成 22 年改正令附則第 2 条）。

また、特別遺族弔慰金等の支給の請求期限は、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚に係る施行前死亡者の遺族にあっては、平成 22 年改正令の施行日から 26 年であること（平成 22 年改正令附則第 2 条）。

ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給すること（平成 20 年改正法附則第 2 条第 2 項）。

3 （略）

第 7 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 142 号。以下「平成 22 年改正令」という。）の施行に伴う経過措置

石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、法の施行日ではなく、平成 22 年改正令の施行日（平成 22 年 7 月 1 日）を基準として、改正令の施行日前に当該指定疾病に起因して死亡した者を法第 20 条第 1 項第 1 号の施行前死亡者、平成 22 年改正令の施行日以後に当該指定疾病に関し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して死亡した者を同条同項第 2 号の未申請死亡者とするものであること（平成 22 年改正令附則第 2 条）。

また、特別遺族弔慰金等の支給の請求期限は、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚に係る施行前死亡者の遺族にあっては、平成 22 年改正令の施行日から 16 年であること（平成 22 年改正令附則第 2 条）。